

神奈川最低賃金千円裁判傍聴記(二十四)

岡本 一 (当センター副理事長)

即日結審。判決は12月7日15時

9月14日(水)16時から、東京高裁101大法廷で控訴審第一回期日が行われました。

東京高裁に控訴した原告19人のうち6名、元原告2名が参加し、傍聴支援は東京地評と都内の区労連、全労連や生協労連、国交労連、全教、全国一般、自治労連、年金者組合、エキタス、そして神奈川からの参加者を含め、93名が詰め掛け、98の傍聴席はほぼ満席となりました。法廷では、控訴側代理人田淵弁護士と竹中弁護士が格調高い意見陳述、原告の猪井さんが胸を打つ意見陳述を行いました。

田淵弁護士は「原審判決は、以上に述べたような人の一生における掛け替えのない機会の喪失や、社会生活における人とのつながりによって成り立つ人間らしい生活を営むことを、およそ法的保護に値するものではないとして切り捨てたに等しく、この点からも看過することのできない極めて不当な判決である。原審判決は、このような働くことの意義についても一顧だにしないものであり、先に述べた社会福祉施策に対する無理解や低賃金での労働を余儀なくされている労働者の置かれた状況への無関心を露呈した、稀に見る不見識極まりない判決である。このような不見識極まりない判決をそのまま放置しておくことは、東京高等裁判所の名折れであり、かかる不見識な原審判決を正しく改めていただくため、本審においては充実した審理を行った上で、裁判所の豊かな見識に基づく公正な判決を示していただくことをお願い申し上げる次第である。」と陳述を結びました。

竹中弁護士は「原判決は、処分性要件に関する最高裁判例の無理解を露呈したものであり、またその他の訴訟要件の解釈適用を誤ったものであるから、本審においては、本案につき十分な審理を行ったうえ、公正な判決を示していただきたい。」と結びました。

そして猪井さんの意見陳述(参考資料参照)の後、山田俊雄裁判長、鈴木順子裁判官、菊池章裁判官が一旦退席し、今後の裁判進行について合議に入りました。5-6分後に再開され、「本日で結審する。判決言い渡しは12月7日15時」と宣言し終了しました。

地裁への差し戻し=「門前払いの否定」が判決の焦点

控訴審第一回期日の焦点は、東京高裁山田裁判長の裁判指揮にありました。原告らを負かす場合、「十分な審理もせず一回目の期日で即日結審し、次回判決」ということが多いからです。結論はそのとおりの展開となりました。裁判長の宣言について多くの傍聴者は意味がつかめずとまどいました。

しかし裁判後の日比谷公園での報告集会で、弁護士から解説があり、特に大川弁護士の「これまでのたたかいにより、裁判長は今回の控訴審を『訴えの中身の議論ではなく、焦点は差し戻すか否かにあるでしょう』と述べたように、『門前払い』した横浜地裁判決を否定し、『原告の訴えは裁判所に持ち込めることを認め、中身に入った判決をすべき』という判断をしたはずだと」説明に参加者一同が納得し、大いに元気づけられました。参加者はたたかいを更に強め、差し戻し判決を必ず勝ち取るために全力を尽くすことを誓い合いました。

(常連の下山先生が所用で傍聴できませんでしたので、岡本が代わって執筆しました。)